

議案第96号

飛騨農業共済事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、飛騨農業共済事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に明記するための
改正

飛驒農業共済事務組合の規約の一部を改正する規約

飛驒農業共済事務組合同規約（平成2年岐阜県指令飛総第2192号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第16条 組合が解散した場合には、高山市が事務を承継する。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

飛騨農業共済事務組合 規約 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第15条 略 (新設)	第1条～第15条 略 <u>(解散した場合の事務の承継)</u> <u>第16条 組合が解散した場合においては、高山市が事務を承継する。</u>

飛騨農業共済事務組合の規約の一部を改正する規約（案） 要旨

1 改正の趣旨

農業共済事務組合を岐阜県内で一つの事務組合に統合するにあたり、飛騨農業共済事務組合を解散する必要がある、解散した場合の事務の承継団体を高山市とする旨を規約に明記するための改正

2 改正の内容

組合が解散した場合の事務の承継団体を明記する規約を新たに追加する。

3 施行日 岐阜県知事の許可の日